

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第四章 土地斗争

## 第四節 主な土地斗争の事例

大分県玖珠郡の土地(基地)取上反対闘争 玖珠郡日田郡にまたがる万年山は椎茸年産一万貫、木炭一万二千俵を産し、玖珠郡唯一の放牧場として三千頭の牛馬が放たれ、また採草地として広く附近の農民に利用されており、二百町歩の開拓地も存在している。五〇年末、福岡からマーキ少佐と中津予備隊警士等が演習地設営の調査にやってきた。これによると南山田村八百町歩、玖珠町一千二百町歩五馬村一千町歩の山林原野放牧場と玖珠場秋部落の全農家がつぶされ、その他玖珠町山浦部落、南山田村桐木部落等も立退きを命ぜらるる事となる。これに対し玖珠町長、町会議長、南山田、五馬両村長、同村会議長と地元有志五名とが一二月中旬から予備隊に反対陳情を行ったが、予備隊長は拒絶した。ここにおいて

「玖珠郡連合青年団は幹部総会で絶対反対を決議、細田知事と中津予備隊に抗議文を出し、さらにリッチウェイと吉田内閣に対し抗議電報をうつことになった。この動きが日田郡内の青年に波及し青年行動隊が入り全県下の青年に激をとばすことになった。玖珠郡町村会長、県会でも絶対反対を決議、平和ヨーゴ日田市委員会の呼びかけに対し広瀬日田市長と議員二四名中一四名が反対を表明、観光連盟、県開拓課は中央に抗議電報等で抗議をしている」(「農民運動資料」第39・40合併号二五ページ)。

立野ヶ原開拓団の演習地使用拒否 金沢警察予備隊は十一月二六日から二週間西礪波郡東太美村と南山田村にまたがる立野ヶ原旧陸軍演習場で実弾射撃による仕上訓練を行うため、一四日中村副隊長一行が現地視察を行った。これに対し地元の立野ヶ原開拓団では緊急会議をひらいた結果演習を拒否することになり東太美、吉江、太美山、南山田各村々長とともに県知事と予備隊に反対の陳情を行った。拒否の理由は「旧演習場には現在二九七戸の農家が入植し農業をやっているが、演習に使用されては農耕と開墾に支障を来し、またこれが契機で開拓地を接收されてはこまる」というのであるが同県には他に演習適地が少ないので、接收をめぐる紛争がおきるものと成行きが注目される。

茨城県鹿島の山林開放運動 常東農民組合鹿島郡若松支部では五〇年末以来、山林未墾地五〇町歩の開放を村内地主の柳川宗左衛門たちに要求して闘ってきたが、二月二三日ついに長照寺所有の六町歩の開放をみとめさせ契約を終了した。常東本部ではこの闘争で従来の農地委員会での闘争方針をやめ、実力闘争の新しい形態を採って成功し、注目された。「農民新聞」二〇号の報ずるところによれば、さらに地主石神氏に対し、軽野村の未組織農民をふくんだ夜間交渉を連日おこない、元飛行場の開拓団も共同して「柳川総攻撃」を行った。なお長照寺山林開放のさい壇家協議会の代表(甲)と開拓希望者(日農乙)の間には次の契約書がとり交された。

一、長照寺の開墾は国家買収をやめて、甲と乙との完全なる了解の下に六町歩までを開墾する。

二、開墾に関する一切の具体的取りきめについては、開拓希望者を中心としこれに壇家内希望者を含めた開拓農協と長照寺との団体協約とする。

茨城県山根村の山林解放運動 村面積の六割は山林という山根村の農家は耕地不足になやみ、農家の二、三男十五名は五〇年八月、私有未墾地七〇町歩の開放を県当局に申請した。同年一二月にいたり県の調査の結果一五町歩が適地と判定されたが買収事務は進まず農民は社会党常東支部長、県議等の応援のもとに開放促進につき努力し、五一年四月の県農地委員会では一一町歩の買収計画が立てられたが、五月の農地委員会では地主側委員から「申請地のうち二町四反以外は湿地で開拓適地でないから開放に反対する」との動議があり、ついに次期委員会までに買収計画を立てなおすことに決った。しかし八月の農地委員会では「本問題は時効にかかっている故に無効」との県当局の言明があり、一月買収計画立案の動議も六対五の票決で敗れた。その後農地委員の現地調査の結果、六町歩は保留、五町歩は棄却と決定し、結局成沢地区は、希望面積の四分の一、木葉下地区は二分の一が開放されることになり、年末その仮配分を終った。しかしこの面積ではわずか三反歩の配分をうけた者もあり、到底独立農家として経営もできないところから、買収地拡大を目指し農林省その他関係当局への陳情をつづけている(「農林通信資料」第66号による)。

東京都下鶴川村の小作料値上げ反対闘争 土地譲渡に関するポ政令の施行を期に東京都では小作料七割値上げをおこなうため、各農地委に対し六百円を限度とした値上げを、とくに畑については賃貸価格の三三倍値上げを内示したといわれる。都下下鶴川村農地委員会はこれと同率の値上げを承認したが、小作人側は、日農支部長を中心にこの決定に抗議し、「中でも薪炭林、採草地開放などの日常闘争を続けている三輪部落では……部落総会をもち、かつ異議申請をやり、一二月八日農地委員会に全員傍聴におしかけた。」(「農民新聞」第一八号)地主側は農地委の承認通りの値上げを主張してゆずらず、とくに薪炭採草地の料金は一回三百円から五百円と地主の任意にまかされているので、日農は小作料値上げ反対と薪炭採草地開放をむすびつけて土地闘争に立ちあがった。

三保山林労働者の賃上げ闘争 神奈川県足柄上郡三保村の大丹沢国有林地帯に働く山林労働者(運材夫)九名は、五一年一月二〇日賃上げストに入り、賃金単価石当り二七円を三〇円に上げさせた。これをきっかけに各飯場のキコリ、集材人、ソリ屋などの労働者は神奈川県労に応援を依頼したので、金属神奈川支部、川崎地区労、県労等で調査団をつくり、二月八日から三日間にわたり、調査した結果、営林署や請負ボスの不正(木炭の横流し、加配米のゴマカシ) 宿舍の不備(ムシロも十分でない堀立小屋) 労基法違反等の事実をつきとめた。そこで調査団は飯場ごとに懇談会をもち、つぎのような要求をまとめ、一三日は全山ストに入り、代表二四名が営林署当局と交渉、要求を貫徹した(「金属労働者」三月二三日号による)。

- (一) 千円を一万円—一万二千元にする。
- (二) 賃金の中間搾取をやめる。
- (三) 飯場を改善する。
- (四) 村民にウラ木を払いさげる。

しかるに翌日当局は暴力団等をつかって威嚇その他攻勢に出て応援の労組員やスト指導者も孤立せんとしたが、この情報をえた県工代会議は直ちに村長、基準局、営林署に抗議し、化学、金属、土建等で編成された調査隊や平塚民商等の応援隊が山に入り再交渉をおこない、要求貫徹のためさらに第三次労農抗議団が派遣された。これは山林労働者農民と工場土建労働者の提携による強力な闘争として注目すべき事例である。

栃木県金田村の労農共同闘争 栃木県那須郡金田村の自由労働者約百名の組織する「生活を守る会」では、職よこせ闘争は農民運動と結合せねば駄目だと、村役場に対し村営による湿田の排水工事、道路工事の実施を農民と共同で要求、またとなり村の大田原町の自由労働者、金丸原開拓団にも共同闘争を呼びかけた(「平和のこえ」一月五日号による)。

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---